

安 全 管 理 規 程

2 0 0 7 年 4 月 1 日

J R 九 州 バ ス 株 式 会 社

安全管理規程（2007年4月1日 營運第157号）

道路運送法（1951年6月1日法律第183号以下「法」という。）第22条及び第22条の2第2項の規定に基づき、安全管理規程をつぎのように定める。

目 次

第1章 総則

第1条 目的

第2条 用語の意義

第3条 輸送の安全の確保に関する規程類の遵守

第4条 適用範囲

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第5条 輸送の安全に関する基本的な方針

第6条 輸送の安全に関する重点施策

第7条 輸送の安全に関する目標及び計画の策定

第3章 輸送の安全を確保するための体制

第8条 社長の責務

第9条 社内組織

第10条 安全統括管理者の選任及び解任

第11条 安全統括管理者の責務

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第12条 輸送の安全に関する重点施策の実施

第13条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

第14条 事故、災害等に関する報告連絡体制

第15条 輸送の安全に関する教育及び研修

第16条 輸送の安全に関する内部監査

第17条 輸送の安全に関する業務の改善

第18条 情報の公開

第19条 輸送の安全に関する記録の管理等

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程（以下、「本規程」という。）は、道路運送法（1951年法律第183号、以下「法」という。）第22条及び第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定めるとともに運輸安全マネジメントを確実に実施し、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「役員」とは、本社常勤の取締役をいう。
- (2) 「社員」とは、当社の業務に従事する全ての者をいう。
- (3) 「法令及び規程等」とは、業務を行う上で必要な関係法令、社内で定める規程類及び指導事項をいう。
- (4) 「安全に関する内外の有効な情報」とは、輸送の安全の確保に有効と思われる情報をいう。
- (5) 「管理の受委託」とは、法第35条の規定による一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託をいう。

（輸送の安全の確保に関する規程類の遵守）

第3条 社長、役員及び社員は、輸送の安全を確保するために、関係法令及び本規程をはじめとする社内規程類を遵守しなければならない。

（適用範囲）

第4条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係わる事業活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保する基本的な方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第5条 社長は、輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理に係わる当社の全体的な意図及び方向性を示すため、安全綱領を定める。

2 安全綱領は次のとおりとする。

安全は、私たちの最大の使命である。

- (1) 安全の確保は、規程の遵守及びサービスの厳正に始まり、たゆまぬ努力で築きあげられる。
- (2) 確認の励行と連絡の徹底は、安全の確保に最も大切である。
- (3) 安全の確保のためには、職責をこえて一致協力しなければならない。
- (4) 判断に迷ったときは、最も安全と考えた行動をとらなければならない。

3 安全綱領は、あらゆる機会を捉え、その社内周知を図るものとする。

（輸送の安全に関する重点施策）

第6条 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全の確保に関する目標を設定し、目標を達成するために必要な取組計画を作成するとともに、計画した施策を着実に実施する。

2 取組計画の作成、施策の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達及び共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 3 取組計画は年度単位で策定し、定期的に取り組みの進捗や達成状況を把握するとともに、これらの評価を次年度の計画に反映させる。

(管理の受委託運行における安全確保)

第7条 管理の受委託の実施にあたっては、受託者及び委託者は相互に協力、連帯し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めるものとする。

第3章 輸送の安全を確保するための体制

(社長の責務)

第8条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 4 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 5 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第9条 社長は次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 安全サービス推進部長は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し各支店長の指導監督を行う。
 - 3 各支店長は、安全サービス推進部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し支店内を統括し社員の指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別紙1による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 社長は、役員もしくは事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者のうち旅客自動車運送事業運輸規則（1956年8月運輸省令第44号）第47条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 社長は安全統括管理者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

- 3 安全統括管理者が事故及び病気等によりその職務が遂行できない場合には、他の取締役がその職務を代行する。

（安全統括管理者の責務）

第11条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対して、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べると等必要な改善措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他、輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第12条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標達成に向けた計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第13条 安全統括管理者は、経営トップと各部署や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

- 2 安全統括管理者は、安全性を損なう事態を発見した場合は、これを看過、隠蔽せずに直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第14条 事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制は、別紙2による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長及び社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において第1項に規定する報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むように必要な指示を行う。
- 4 自動車事故報告規則（1951年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第15条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定、実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第16条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネ

ジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項に規定する内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められたときはその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面の緊急是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

- 第17条 社長は、安全統括管理者から事故（ヒヤリハット情報を含む）、災害等に関する報告又は前条に規定する内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 安全推進委員会等において事故事例及びその他輸送の安全に関する内外の有効な情報について報告し、検討した事項については、社員に情報を公開して共有する。
- 3 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、直ちに、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保の措置を講じる。

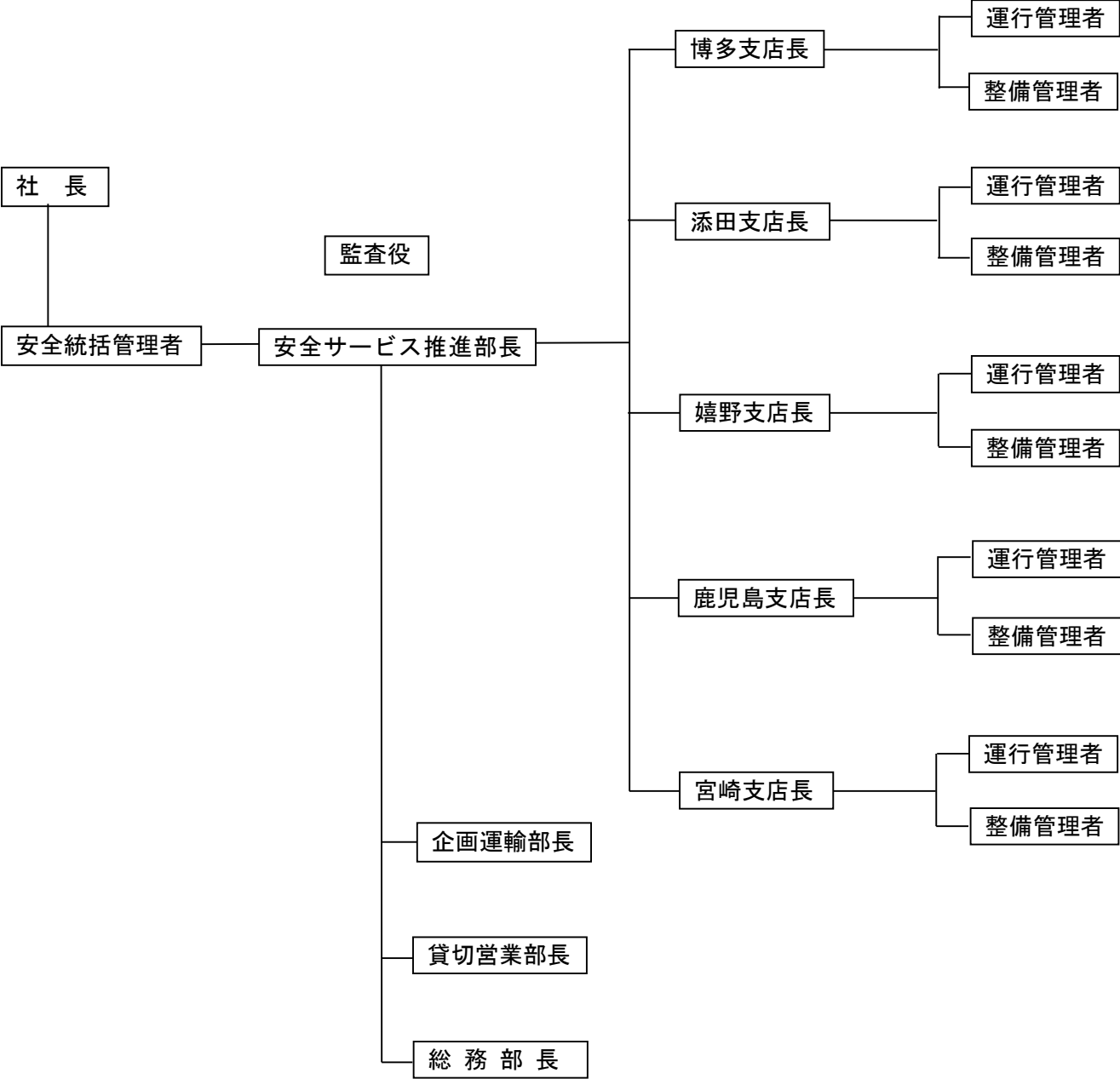
（情報の公開）

- 第18条 法第29条の3に規定するところにより、次の各号に掲げる輸送の安全に関する情報について、毎事業年度の経過後100日以内に、会社のホームページ上等において公表する。また、公表した情報は、遅滞なく、電磁的方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。）により、国土交通大臣に報告しなければならない。
 - (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - (5) 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
 - (6) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
 - (7) 安全統括管理者、安全管理規程
 - (8) 輸送の安全に係る内部監査結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
 - (9) 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報
 - (10) 事業用自動車に係る情報
 - (11) その他については必要により公表する。
- 2 輸送の安全に係る行政処分を受け、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

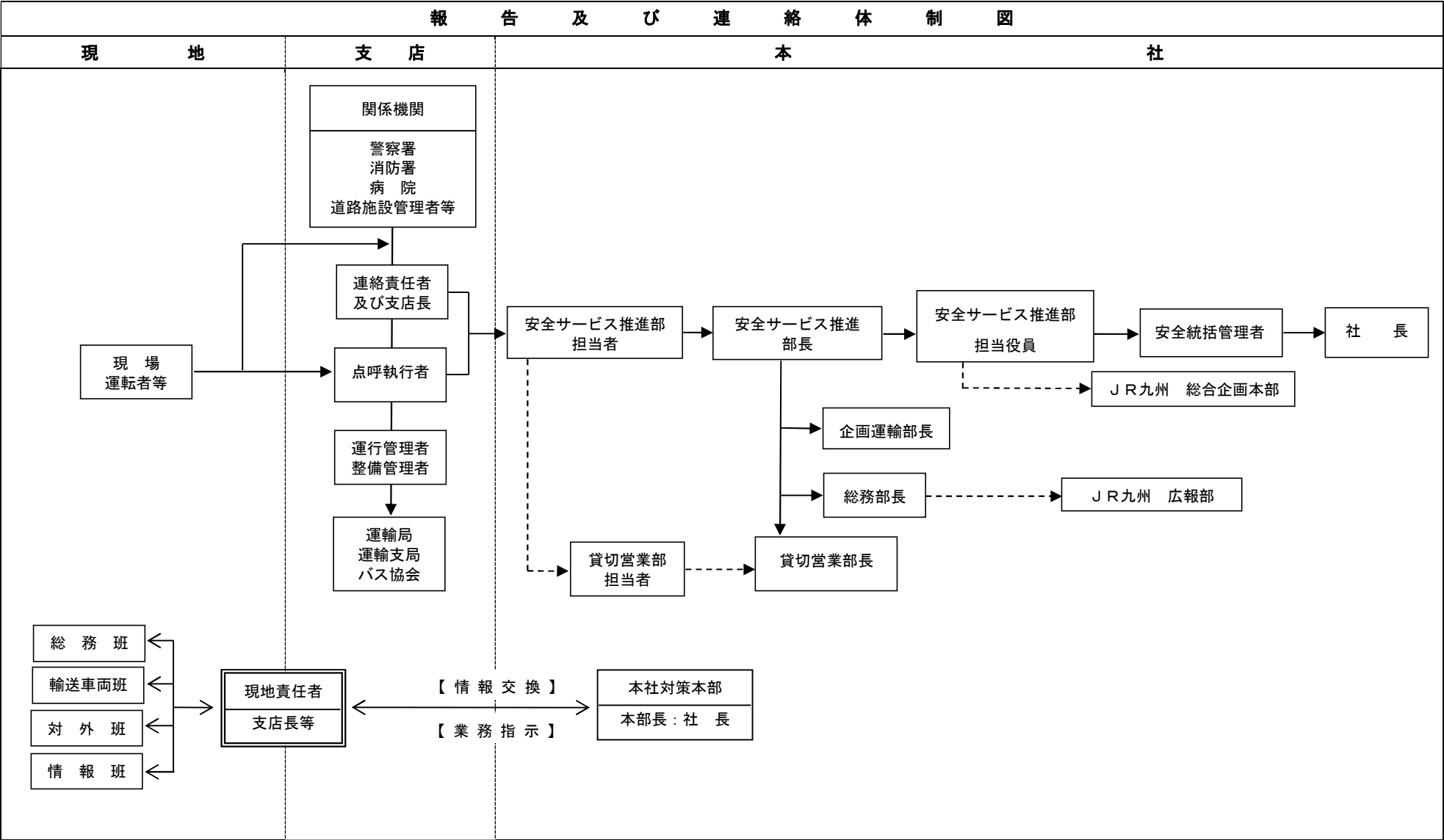
（輸送の安全に関する記録の管理等）

- 第19条 本規程は、業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議等の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置について、これを記録し、適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報についての記録及びその保存の方法は別紙3による。

輸送の安全の確保に関する体制



事故・災害等に関する報告連絡体制



安全管理規程第 19 条第 3 項の記録及び保存の方法

項 目	記 録 書 類 名	保 存 箇 所
1. 輸送の安全に関する事業運営上方針 の会議等の議事録	安全推進委員会議事録	安全サービス推進部
2. 報告連絡体制	緊急時連絡網	企画運輸部
3. 事故・災害等の報告	自動車事故報告書	安全サービス推進部
4. 安全統括管理者の指示	事務連絡	安全サービス推進部
5. 内部監査の結果	内部監査実施報告書	安全サービス推進部
6. 是正措置又は予防措置	是正措置書又は予防措置書	安全サービス推進部

附 則 2007年 4月 1日施行

2009年 4月 1日改正

第10条、第13条、第14条、第17条を一部改正

2010年 6月 1日改正

別紙1（直方支店を福岡中部支店に変更（支店移設））

2011年 7月 1日改正

別紙1（財務部長を削除（財務部を総務部に統合））

2011年 9月 1日改正

第10条、17条、別紙1（運輸部⇒運輸営業部）

2013年 9月18日改正

全条文を見直し（旅客自動車運送事業運輸規則改正に伴う全面改正）

2013年10月 7日改正

第2条、6条（管理受委託に関する事項を追加）

2017年 2月 1日改正

第5条（安全綱領を追加）、6条（重点施策の年度単位の策定を追加）、第18条（情報公開項目及び公表した情報の国土交通大臣への報告を追加）

2017年12月 1日改正

別紙1、別紙2（体制図の変更）

2018年 4月 1日改正

第5条（安全綱領の見直し）

2021年 4月 1日改正

第5条（安全綱領の見直し）

2022年 4月15日改正

第2条、別紙1、別紙2、別紙3（組織体制の変更）

2023年 7月 1日改正

別紙1、別紙2（添田支店開設に伴う体制図の変更）

2025年 5月15日改正

第9条、別紙1、別紙2、別紙3（組織体制の変更）